



平成25年5月23日

各 位

会社名 日本ゼオン株式会社  
代表者名 取締役社長 古河 直純  
(コード番号 4205 東証1部)  
問合せ先 取締役常務執行役員 南 忠幸  
(TEL. (03)3216-2747)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は平成25年5月23日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成25年6月27日開催予定の第88回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 変更の理由

第88回定時株主総会終了後に予定しております経営体制の変更に伴い、株主総会の招集者および議長に関する現行定款第14条および第15条について所要の変更を行い、併せて条数の繰り上げを行うものであります。

2. 変更の内容

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
(招集者) 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、その日時及び場所等会社法第298条第1項各号に掲げる事項を定め、 <u>取締役社長が招集する。</u> ② <u>取締役社長に事故のあるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。</u>	(招集者及び議長) 第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、その日時及び場所等会社法第298条第1項各号に掲げる事項を定め、 <u>代表取締役が招集し、議長となる。</u> ② <u>代表取締役が2名以上の場合又は全ての代表取締役に事故のある場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序に従い、それぞれ、1名の代表取締役又は他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u>
(議長) 第15条 <u>株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。</u> ② 取締役社長に事故のあるときは、あらか	(削除)

じめ取締役会の定めた順序に従い、他の取締役がこれに代わる。	
第16条～第51条（条文省略）	第15条～第50条（現行どおり）

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成25年6月27日(予定)  
定款変更の効力発生日 平成25年6月27日(予定)

以上